

令和6年9月18日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について (求補正)

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めますので、令和6年10月2日(水)までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付  
令和6年8月28日(水)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付  
令和6年9月2日(月)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容  
検察官の人事評価制度に関する検察官向けの説明文書(最新版)
- 4 行政文書の保有状況及び補正求める事項について  
上記3について、その趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省では、次の行政文書を保有しています。  
(1) 検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について(依命通達)  
(2) 検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等に当たっての留意事項について(通知)  
(3) 検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について(依命通達)  
(4) 検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等に当たっての留意事項について(通知)  
なお、上記(1)の行政文書については、令和5年4月5日付け法務省人検第59号により開示決定を行った行政文書と同一のものととなります。  
つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。
- 5 開示請求手数料について(補正を求める事項)  
上記4の行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は4件(上記4(1)から(4)までで各1件)、開示請求手数料は1,200円となります。  
現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を納付願います。